

## 4. 低出生体重児について

出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃんを「低出生体重児」といいます。

低出生体重児は、身体の機能が十分に整わない状態で生まれることが多く、様々な病気や合併症にかかりやすいことがあります。

低出生体重児が生まれる要因として、母体側の要因（妊娠高血圧症候群、上位胎盤早期剥離など）と胎児側の要因（胎児の病気や多胎妊娠など）があります。

また、母の喫煙（家族の喫煙などによる受動喫煙を含む）や飲酒、母の低栄養・やせ傾向や重度の歯周病など、妊娠中の生活習慣によるものもあります。

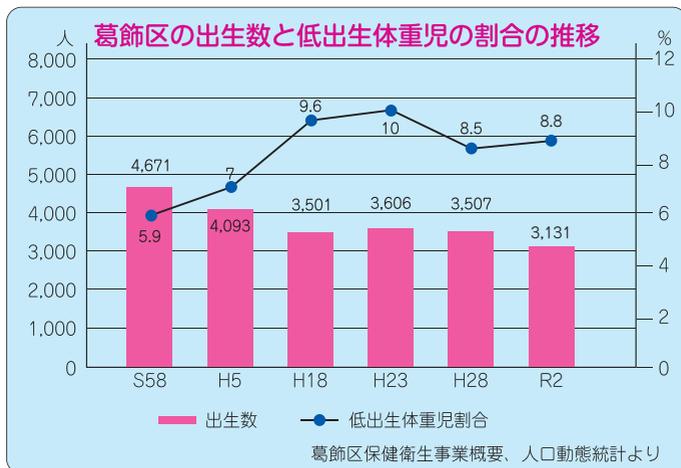
母体とおなかの赤ちゃんの健康のために、また、安全なお産のために、定期的な妊婦健診を受け、適切な医療や保健指導を受けてください。

ご心配なことは、かかりつけの産科医や助産師、保健師にご相談ください。

また、この機会に、お母さんと家族の食生活や生活習慣を振り返り、必要以上の体重管理は避けバランスの良い食事をとる、十分な睡眠・休養を取る、禁煙・禁酒を守りましょう。



食事や妊娠期の健康な過ごし方についてのご相談は、各保健センターの管理栄養士、保健師にご相談ください。



## 5. こんにちは赤ちゃん

### 出生届

生まれた日から**14日以内**に戸籍住民課（区役所2階217番）・区民事務所に届け出てください。

### 出生通知票

子ども総合センター 母子保健係 ☎03-3602-1387

母子健康手帳と一緒にお渡しした出生通知票（ハガキ）を、出生届と一緒に戸籍住民課（区役所2階217番）または区民事務所へお出しください。また、区外で出生届を提出する方や里帰り出産の方は、お早めに投函（郵送）してください。

### こんにちは赤ちゃん訪問事業

子ども総合センター 母子保健係 ☎03-3602-1387

出生通知票をもとに、助産師または保健師が生後4か月になるまでの赤ちゃんのいるすべてのご家庭を訪問し、産後の体調のこと、子育てのことなどいろいろなご相談をお受けします。

里帰り先で訪問を希望する方は母子保健係と里帰り先の役所両方にご連絡ください。

### 新生児聴覚検査費用助成

各保健センター（P68～69参照）

新生児期に行う聴覚検査の費用を一部助成します。新生児聴覚検査受診票は母子健康手帳と一緒にお渡ししています。里帰り出産等で、都外の医療機関や助産院で受診された場合は「里帰り出産等妊婦健康診査費用等助成」(11ページ)をご確認ください。

### 未熟児で生まれたら(養育医療)

子ども総合センター 母子保健係 ☎03-3602-1387

出生時の体重が2,000g以下の場合や黄だん等で入院養育が必要と医師が認められた児について、指定医療機関への入院に限り、医療の給付が受けられます。（世帯の所得に応じて自己負担があります。）

### 自立支援医療(育成医療)

子ども総合センター 母子保健係 ☎03-3602-1387

18歳未満で身体に障害のあるお子さんが、手術等により確実な治療効果が期待でき、指定医療機関での治療を行う場合に限り、医療の給付が受けられます。（世帯の所得に応じて自己負担があります。また、一定所得以上の世帯は対象外となる場合があります。）

### 小児慢性特定疾病医療費助成

健康部(保健所) 保健予防課 ☎03-3602-1274

小児慢性特定疾病の治療を受けている方は、医療費の一部助成が受けられます。（世帯の所得に応じて自己負担があります。）

### 健康づくり健康診査(若い世代とパパママのための健診)

健康部(保健所) 健康推進課 ☎03-3602-1268

区内在住の他に健診を受ける機会のない、20～39歳の方、または3歳未満のお子さんをお持ちの父母を対象とした健診です。受診票は区ホームページからお申し込みください。

## ブレストケアグラブの送付 健康部(保健所)健康推進課 ☎03-3602-1268

30歳と35歳になる方に、ブレストケアグラブをお送りしています。

乳がんの早期発見・早期治療につなげるために、日頃から乳房の状態を意識した生活習慣（ブレスト・アウェアネス）を取り入れましょう。また、40歳からは2年に1回の検診を受けましょう。

## 子宮頸がん検診 健康部(保健所)健康推進課 ☎03-3602-1268

20歳以上の女性を対象に実施しています。20歳からは2年に1回の検診を受けましょう。受診票の申込みは、「はなしょうぶコール」(☎03-6758-2222)で受付けます。妊娠中の方は、妊婦子宮頸がん検診受診票で受診してください。

## 子どもの予防接種 保健予防課 感染症対策係 ☎03-3602-1238

### 1. 予防接種予診票の送付

子どもの予防接種は原則生後2か月頃から接種が始まります。

お子さんが生後2か月になる前に、葛飾区の予防接種予診票（B型肝炎、ヒブ、小児肺炎球菌、4種混合、ロタウイルス、BCG）をお送りします。

定期予防接種は、葛飾区の予防接種予診票を使用し、東京23区内の各区契約医療機関で、無料で接種することができます。接種する場合は、事前に医療機関に連絡のうえ、接種をすすめてください。



### 2. 里帰り先で接種した子どもの定期予防接種費用助成

里帰り等で東京23区外の医療機関で子どもの定期予防接種を希望する場合は、事前申請により、負担した予防接種費用の一部または全額を助成します。

里帰り先等で子どもの予防接種を受ける前に、葛飾区が発行する「予防接種依頼書」の手続きが必要です。申請から依頼書発行まで10日程日数がかかります。希望される方は、予防接種を受ける前に下記までご連絡ください。



お問い合わせ、申請先

葛飾区健康部（保健所）保健予防課感染症対策係  
 〒125-0062 葛飾区青戸四丁目15番14号  
 電話：03-3602-1238



## 児童手当

子育て応援課 児童手当係 ☎03-5654-8294

区内に住所があり、中学校修了まで（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方（生計中心者の方）に支給します。所得制限があります。公務員の方は職場で申請してください。施設入所の場合、施設長に手当を支給します。

手当月額 (児童1人あたり)	3歳未満	15,000円
	3歳から小学生	10,000円（※第3子以降については15,000円）
	中学生一律	10,000円
	所得制限限度額以上の方	5,000円
	所得上限限度額以上の方	手当の支給なし ※高校生以下のお子様から第1子として数えます。

- ◆支給期間 申請した月の翌月から中学校修了まで。ただし、誕生日・前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に手続きをすれば、誕生日・前住所地の転出予定日の翌月分から支給します。
- ◆手続き 下記『手続きに必要なもの』欄の②～④が必要になります。  
※令和6年10月以降、児童手当制度が変わる予定です。

## 子ども医療費助成制度（乳・子・青医療証の交付をします。）

子育て応援課 児童手当係 ☎03-5654-8294

区内に住所がある乳幼児及び小・中・高校生等が、健康保険を使って医療機関で受診した際の自己負担金（入院時食事療養費や健康保険のきかないものを除く）を助成します。所得制限はありません。

- ◆対象者 区内に住所があり、健康保険に加入している高校生等まで（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方または高校生等本人（生活保護受給の方、児童が里親に委託または、児童福祉施設等に措置入所されている方は、対象になりません。）
- ◆対象期間 出生または転入の日から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、対象となった日から3か月以内に申請しなかった場合は申請日からとなります。
- ◆手続き 下記『手続きに必要なもの』欄の①・④が必要になります。

### ―『手続きに必要なもの』―

（里帰り出産などでご来庁できない場合、郵送や電子申請でも申請できます。書類が揃っていない場合でも申請は可能ですが、後日コピーなどを送っていただきます。）

- ①児童の健康保険証（郵送の場合はコピー）  
加入手続き中で、できあがっていない場合は、児童が加入する予定の健康保険証
- ②生計中心者の健康保険証（郵送の場合はコピー）  
国家公務員共済組合員証（日本郵政共済組合員証を含む）、地方公務員等共済組合員証をお持ちの方のみ必要。その他の社会保険証や国民健康保険証の場合は、提出を省略できます。
- ③生計中心者名義の普通預金通帳又は、キャッシュカード（郵送の場合は、銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かる部分のコピー）  
ただし、公金受取口座を利用する場合は不要です。
- ④「個人番号カード」、「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」  
ただし、「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」をお持ちいただく場合は、本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）が必要になります。